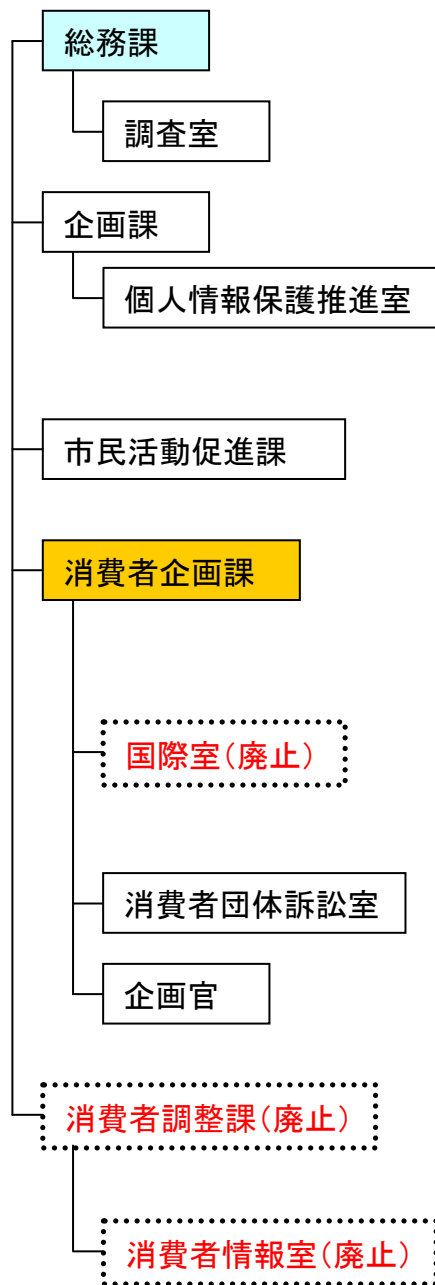


国民生活局の組織再編(平成20年4月1日施行)

【現行】



- ・消費者行政全般の企画立案
- ・消費者政策会議の庶務
- ・消費者契約に関する事務

- ①消費者教育に関する事務
- ②製品・施設安全に関する事務

- ③国際機関等に係る消費者政策

- ④国民生活センター関係事務
- ⑤地方消費者行政、消費者団体

- ⑥消費者政策に関する情報提供
- ⑦生活物価ダイヤル

④国民生活センター関係事務

⑦生活物価ダイヤル

・局HPの運営等

- ・消費者行政全般の企画立案
- ・消費者政策会議の庶務
- ・消費者契約に関する事務

③国際機関等に係る消費者政策

①消費者教育に関する事務

⑤地方消費者行政、消費者団体

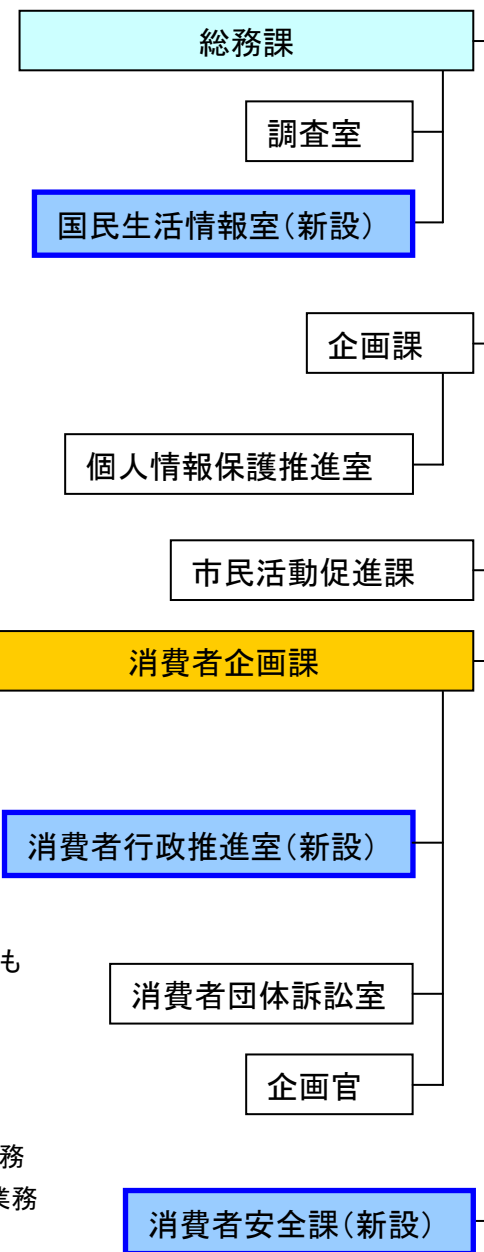
⑥消費者政策に関する情報提供

(①⑤⑥について、安全に係るものは消費者安全課で行なう。)

②製品・施設安全に関する事務
策定

- ・自主リコールの促進に関する事務
- ・施設管理の安全確保に関する業務
- ・製造物責任法 等

【再編後】



内閣府本府組織令の一部改正について

平成20年3月

内 閣 府

○ 改正内容

国民生活局消費者調整課の名称を消費者安全課に改め、同局総務課、消費者企画課及び名称変更後の消費者安全課の所掌事務等について所要の整備を行うこと。

○ 改正理由

消費者の安全の確保についての事務が増加し、重要なものとなってきたことに鑑み、これに強力に取り組む体制にする必要があるため。

○ 施行期日

平成20年4月1日

内閣府本府組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 内閣府本府組織令の一部改正

国民生活局に置かれる課の名称及び所掌事務を改める等、所要の整備を行うこと。

第二

この政令は、平成二十年四月一日から施行すること。

内閣府本府組織令の一部を改正する政令参照条文

○ 内閣府設置法（平成十一年七月十六日法律第八十九号）（抄）

（内部部局等）

第十七条 本府には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局並びにこれらの所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置く。

2・3 （略）

4 第一項の官房及び局並びに第二項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5～8 （略）

9 第一項の局長に準ずる職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

10 （略）

政令第 号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第四項及び第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号ト中「第三号へ」を「第三号ヌ」に改める。

第二十九条中「消費者調整課」を「消費者安全課」に改める。

第三十条第五号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 独立行政法人国民生活センターの組織及び運営一般に関すること。

六 独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会の庶務に関すること。

第三十三条第一号中「消費者調整課」を「消費者安全課」に改める。

第三十四条を次のように改める。

（消費者安全課の所掌事務）

第三十四条 消費者安全課は、一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策で一般消費者の生命又は身体の安全に係るものの企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(内閣府独立行政法人評価委員会令の一部改正)

2 内閣府独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百十七号)の一部を次のように改正する。

第八条ただし書中「消費者調整課」を「総務課」に改める。

理由

内閣府本府の所掌事務の的確な遂行を図るため、国民生活局に新たに消費者安全課を置く等の必要があるからである。

○ 内閣府本府組織令(平成十二年六月七日政令第二百四十五号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(政策統括官の職務)</p> <p>第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 行政各部の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く)。</p> <p>イ〜ヘ (略)</p> <p>ト 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興(第三号を除き、以下「防災」という)に関する基本的な政策に関する事項</p> <p>チ〜カ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 次に掲げる事務</p> <p>イ〜ホ (略)</p> <p>ヘ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定に関する事。</p> <p>ト〜リ (略)</p>	<p>(政策統括官の職務)</p> <p>第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 行政各部の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く)。</p> <p>イ〜ヘ (略)</p> <p>ト 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興(第三号を除き、以下「防災」という)に関する基本的な政策に関する事項</p> <p>チ〜カ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 次に掲げる事務</p> <p>イ〜ホ (略)</p> <p>ヘ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定に関する事。</p> <p>ト〜リ (略)</p>

ヌ 防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関すること。

ル〜コ （略）

第五款 国民生活局

（国民生活局に置く課）

第二十九条 国民生活局に、次の五課を置く。

総務課

企画課

市民活動促進課

消費者企画課

消費者安全課

（総務課の所掌事務）

第三十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 （略）

五 独立行政法人国民生活センターの組織及び運営一般に関すること。

六 独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会の庶務に関すること。

ヌ 防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関すること。

ル〜コ （略）

第五款 国民生活局

（国民生活局に置く課）

第二十九条 国民生活局に、次の五課を置く。

総務課

企画課

市民活動促進課

消費者企画課

消費者調整課

（総務課の所掌事務）

第三十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 （略）

七 前各号に掲げるもののほか、国民生活局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(消費者企画課の所掌事務)

第三十二条 消費者企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事 (消費者安全課の所掌に属するものを除く)。

二 (略)

(消費者安全課の所掌事務)

第三十四条 消費者安全課は、一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策で一般消費者の生命又は身体の安全に係るものの企画及び立案並びに推進に関する事をつかさどる。

五 前各号に掲げるもののほか、国民生活局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(消費者企画課の所掌事務)

第三十二条 消費者企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事 (消費者調整課の所掌に属するものを除く)。

二 (略)

(消費者調整課の所掌事務)

第三十四条 消費者調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策で地方公共団体が行う消費者行政及び一般消費者の組織活動に係るものの企画及び立案並びに推進に関する事。

二 一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する情報の提供に関する事。

三 独立行政法人国民生活センターの組織及び運営一般に関する事。

四 独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会の庶務に関する事。

改正案	現行
<p>(庶務)</p> <p>第八条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房政策評価広報課において総括し、及び処理する。ただし、国民生活センター分科会に係るものについては国民生活局総務課において、沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会に係るものについては沖縄振興局総務課において、北方領土問題対策協会分科会に係るものについては北方対策本部において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第八条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房政策評価広報課において総括し、及び処理する。ただし、国民生活センター分科会に係るものについては国民生活局消費者調整課において、沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会に係るものについては沖縄振興局総務課において、北方領土問題対策協会分科会に係るものについては北方対策本部において処理する。</p>